## 第九管区海上保安本部公示第30号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年7月14日

第九管区海上保安本部長

白石 昌

高岡市太田地内の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県高岡土木センター

住 所 富山県高岡市赤祖父 211

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 高岡市太田地内(付図に示すとおり)

期 間 令和3年8月1日から令和3年8月31日のうち1日間 令和4年2月1日から令和4年3月22日のうち1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省令第 55 号)第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。



